

令和6年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第2号）

令和6年9月9日（月）

午前 10 時 開 議

【 再 開 】	1
【 会議録署名議員の指名 】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【 一般質問 】	1
日程第2 一般質問	
(1) 1番 竹 花 結 君	1
(1) 子育て世代が安心して利用できるキッズスペースの充実に ついて	
(2) 9番 山 崎 邦 廣 君	6
(1) 町の表彰制度の充実に ついて	
(3) 4番 柴 田 勇 雄 君	11
(1) 聴覚障がい者等への福祉充実支援対応に ついて	
(2) 町道等の維持管理状況に ついて	

令和6年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第2号）

告示年月日	令和6年8月29日（木）					
再開年月日	令和6年9月6日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和6年9月9日（月） 開議10時00分 散会11時49分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	○	10	鈴木 満	○
会議録署名議員	5 番	山岸 はる美	6 番	姉帯 春治		
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり	議会事務局長補佐	金子 桂子		

	役職名	氏名	役職名	氏名
地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	町 長	鈴木 重男	地域整備課長 兼水道事業所長	和野 康弘
	副 町 長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	触 沢 誉
	教 育 長	石角 則行	まなび交流課長	大川原 洋一
	政策秘書課長	波紫 徳彰	病院事務局長	服部 隆行
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	主濱 隆志		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
	健康福祉課長	大石 和人		
	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	大久保 栄作		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長 (鈴木満君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第 120 条の規定により、議長から、5 番、山岸はる美議員及び 6 番、姉帯春治議員を指名します。

次に、日程第 2、一般質問を行います。今回の定例会議には、3 名の議員から一般質問の通告がありました。なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて 1 時間以内に制限していますので、ご承知願います。制限時間の経過につきましては、制限時間 5 分前にベルを 1 回、制限時間になった時点でベルを 2 回鳴らします。制限時間を超えての質問あるいは答弁は、特に許可した場合のみといたします。

それでは、通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。最初に、1 番、竹花結議員。

1 番 (竹花結君)

議席番号 1 番、竹花結です。議長の許可を頂戴

しましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

子育て支援に対して、他市町村と比べても類を見ないほど金銭的に手厚いサポートをしてくださっている当町ですが、暮らしの現状としてはなかなか気軽に子供を連れていける場所、特に屋内の遊び場や子連れに優しい場所がなく、金銭的支援の充実と子育ての環境では若干のギャップを感じます。

そこで、子育て世代が安心して利用できるキッズスペースの充実について 2 点ほどお伺いさせていただきたいと思います。1 点目は、くずま〜る 2 階にあります子育てサロンの利用方法について、2 点目は病院や町内施設のキッズスペースの設置について。

以上 2 点につきまして、当局のお考えをお伺いできればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長 (鈴木満君)

町長。

町長 (鈴木重男君)

ただいまの質問に答弁をさせていただきます。ご質問の子育て世代が安心して利用できるキッズスペースの充実について、まず 1 点目の子育てサロンの利用方法についてであります。複合庁舎くずま〜る 2 階の子育てサロンにつきましては、子供の遊び場や保護者同士の交流、相談の場とし

て設置したスペースであり、主に就学前の子供とその保護者の方々を対象とした子育て支援センターが主催する事業で使用しております。

子育て支援事業では、毎週月曜日の午前中に子育てサロン、毎週金曜日の午前中はなかよし広場を開催しており、令和5年度は合わせて92回開催し、延べ887人が参加し、子供の遊び場としてはもちろんのこと、保育園に入園する前の在宅で子育てされているご家庭に対する相談の場や保護者同士の交流の場となっているところであります。

一方で、なかよし広場等の事業が開催されていない時間帯における利活用については、保護者の皆さんのニーズや感染症対策、施設管理上の課題、人員配置など総合的な検討を踏まえまして対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の病院や町内施設のキッズスペースの設置についてであります。初めに、病院内へのキッズスペースの設置についてであります。現在新型コロナウイルス感染症をはじめ様々な感染症が流行している状況にあり、引き続き警戒が必要な状況にあるものと認識しております。

葛巻病院においても、来院される患者さんの中から毎週数件の新型コロナウイルス感染症の陽性患者が確認されている状況であるほか、日々様々な患者さんが来院されるという病院という施設の特性上、マスク着用や手指消毒の励行など、感染症に対しましては高レベルの感染症予防対策を徹底し、継続をいたしておるところであり

ます。

また、診察に当たっては、予約診療システムを導入して待ち時間の短縮化を図るとともに、待合室が密状態になることがないように努めているところであります。

こうしたことから、医療機関として町民が安心してサービスの提供を受けられる環境の整備を考えますと、院内へのキッズスペースの設置は必ずしも好ましいものではないと思っております。

次に、町内施設についてであります。先ほど病院の件で答弁しておりますとおり、それぞれの施設においてはそれぞれの施設の目的、利用者に応じてキッズスペースの設置がなじむ場所となじまない場所があるものであります。状況を踏まえた検討が今後も必要であると考えております。

一方で、町では最重要課題である人口減少対策の取組の中で、特に子育て支援に力を入れているところであり、経済的負担の軽減をはじめ、乳児から高校生まで幅広い支援を行っております。こうした中、子供の遊び場的な環境につきましては、季節、屋内外を問わず楽しめる施設の必要性を感じており、ハード、ソフト両面で子育て支援を充実していかなければと考えておるところであります。

このことから、子育て世代のニーズ、あるいは移住定住したくなる支援の一つとして対応を今後検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

竹花議員。

1番（竹花結君）

ありがとうございます。子育てサロンについてなんですけれども、こちらには授乳室やミルクの調乳機なども設備されていると思うんですが、それでも週に2回のサロンの利用以外に、常にオープンにしていくということは難しいという認識でよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

議長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（大石和人君）

ただいまの質問についてお答え申し上げます。サロンの中には、確かに調乳機等の設備がございます。それらを使うに当たって、施設管理上、様々な課題と、部屋全体の課題等を含めまして検討してまいらなければならないと思っております。

先ほど町長がお話しした中身で、施設上の管理の問題というのがございます。これは、室内のけが防止等の設備ということで、カーペット、クッション、吸収性の高いカーペット等の設置も必要になってくるのかと思いますし、あとは中に入っているものの角があるものとか、そういうのは危険ですし、そういうような施設の安全管理上、ちょっと課題になっているもの等がございます。

あとは、先ほど若干感染症のお話もありました

が、感染症に関しましても、もう少し考えていかなければならないのかなと思っております。これまで、従来、新型コロナがはやる前は、大体感染症の時期というのは、インフルエンザですと秋口から年を明けて2月、3月ぐらいまでというようなあれでしたが、今新型コロナが流行し始めてから通年で感染症が出てくるような状況に見受けられます。なので、そのような安全管理と、あとはそういうような感染症等の対策も含めて検討していかなければならないのかなと思っております。

以上です。

議長（鈴木満君）

竹花議員。

1番（竹花結君）

ありがとうございます。感染症対策など様々な問題があるかと思いますが、病院の待合室、キッズスペースについて、続いてお伺いしたいんですけれども、病院が特別な場所ということは理解しております。例えばなんです、問診票をお母さんが書いています。その間に子供を少し床に置いておける場所というのが今病院にはない状態にあります。キッズスペースという遊ぶ場ではなくてもいいので、病院に例えばプレーマットのような簡単なスペースを置くことは難しいのでしょうか、お伺いします。

議長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。先ほどの町長答弁にもございましたとおり、現在も様々な感染症が流行しております。また、新型コロナについても収束がまだまだ見えない状況となっております。こういった状況の中で、町内唯一の病院としまして安心安全な医療サービスの提供を確実にやっていくことは、BCP、事業継続性の観点からも非常に重要なことだと認識をしております。

先ほど議員からプレーマツのようなものというご提案がございましたが、繰り返しになりますが、現時点で各種感染症の収束が見えない中で、そういったスペースを設けることについてはやはり慎重にならざるを得ないということをご理解いただきたいと思います。先ほどいただきましたご要望につきましては、貴重なご意見として承りたいと思いますし、院長をはじめ院内スタッフとも協議をしたいと思っております。

今後につきましては、やはり感染症の流行状況とか、そういったものを注視しながら対応については検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

竹花議員。

1番（竹花結君）

ありがとうございます。理解いたしました。

もう一つ、2点目の質問の町内施設のキッズスペースに関連してお伺いしたいのですが、まちなかの活性化に関して、くずまきDMOのまちなか活性化部会の協議内で既存施設利用に関して話し合いが盛んに行われていると思いますが、その中でキッズスペースを取り入れる等のお考えなどはないでしょうか、お伺いします。

議長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。先ほど町長から答弁している内容であります。子供の遊び場的な環境の必要性について、町長からも子育て世代のニーズとございますか、こういったふうなものをしっかりと捉えながら、あるいはまた移住定住したいとございますか、したくなるような、そういう面でのソフト、ハード面でも今後子育て支援の検討をしてみたいという答弁をしたところであります。

そういう中で、今質問ありますようにまちなかでのDMO、くずまきまちなか部会という若いメンバーの中で検討していただいているところでありますが、歩きまわりたくなるまちなか、そしてまたそれをコンセプトにいたしまして、まちなかの歩きまわりたくなるビジョンとございますか、これらを策定していただけてきたところであり

ます。

そういう中で、まちなかのにぎわいの創出という観点での取組を進めるといいますか、そういうご意見等をいただいております。特に今お話あります新町地区にある町家、遠藤邸をまちなかの拠点の施設の一つとして、周辺の既存施設あるいは空き家、空き店舗等も含めてであります、今中心部にくずま〜ということで役場庁舎と複合施設、この施設を整備しているわけですが、町の町有施設と連携しながらありますが、まちなかのにぎわいを創出してまいりたいと、そのように考えての今対応を進めておるところであります。

こうした活動の中に、DMOのまちなか部会のワークショップの中でありますが、議論の中で旧遠藤邸の利用者等、これまでの利用者等からも、誰でもいつでも気軽に活用できるような、そういう施設としての活用をできるようにしてほしいと、そういう意見等もあったところでありますし、また若者や高齢者の人たち、そしてまた子育て世代、各世代を超えた、そういう取組といえますか、気軽に集まれる、そういう施設を要望といたしますか、意見としてもかなり強く出している、そのように認識しておりますし、受け止めておるところであります。

このような声を、今後であります、旧遠藤邸の自主的な機能といえますか、活用、機能にできるだけその意向等を位置づけられるように今後検討してまいりたいと、このように思っております。

すが、そういう中でまちなかのにぎわい創出、そして憩いの場と、併せまして子育てする方々が子育てに対していろいろ感じている負担感というのがあっておられますので、そういうこと等も、遊び等々を通じながらあります、その解消の場としても活用できるように今後調整といたしますか、検討をしっかりと進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（鈴木満君）

竹花議員。

1番（竹花結君）

副町長、ご丁寧にお答えくださってありがとうございます。感謝申し上げます。担当課の課長もご丁寧に対応してくださり、ありがとうございます。

キッズスペースの設置については、子供たちのためだけではなく、親にとっての交流の場ともなり得ます。一昔前に比べて子育てに関わる人の手が圧倒的に少なく、孤独を感じながら子育てをする親が多いため、ワンオペという言葉が盛んに聞こえる現代において、子供連れが気軽に足を運べる場所、子連れに優しい場所というのは子育ての一つの安心材料になります。

また、この町に嫁いできてくれたり、仕事の都合での移住など、アウエーな環境で子育てに励む親の交流の場にもなります。全ては、町民の居場

所づくりにつながります。

冬が長く、天候に恵まれなければ行き場がなく、家の中ばかりでの子育てではなかなかやりがいに気づきにくく、子育てしやすい町とはイメージがかけ離れてしまいます。子供の「子」に「育てる」と書く「子育て」支援ではなく、孤独の「孤」の字に「育てる」と表す「孤育て」支援という観点からも、今後当局がアプローチして下さることを期待して私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（鈴木満君）

一般質問を続けます。

次に、9番、山崎邦廣議員。

9番（山崎邦廣君）

山崎邦廣でございます。私からは、町の表彰制度の充実につきまして1点をお伺いいたします。

町では、公共福祉の増進や町の名誉の高揚に貢献をして、その功績が極めて顕著で、ほかの模範となるものを対象といたしまして表彰制度を設けております。この表彰制度は、民間や多様な組織などにおきましては重要なモチベーション向上の手段として、組織など全体の活力の向上にもつながるものとして重要となっております。本町の表彰制度の条例によりますと、特別表彰を除き、部門ごとにそれまで従事してきた年数の基準が示されております。

そこで質問であります、この表彰の制度につ

きまして、基準年数を満たさない場合の対応につきましてお伺いしたいと思います。

本町では、教育や福祉、産業のまちづくりを推進する中で、町への転入の推進やグループ活動も奨励されております。こうした中におきまして、年数基準を満たさないものの、それまで従事してきた成果が顕著で、多大な功績があり、ほかの模範となっている場合の表彰も検討されるべきと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

議長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山崎議員の質問にお答えを申し上げます。ご質問の町の表彰制度の充実についてお答えをいたします。町の表彰に係る規定は、昭和50年に条例を制定以降、改正が行われず、詳細については規定の見直しで運用してきたところですが、表彰の目的と基準を明確化するため、令和3年3月に表彰条例を改正するとともに新たに施行規則を制定したところであります。

改正後の葛巻町表彰条例におきましては、表彰の種類を町勢功労表彰、顕彰、特別功労表彰、特別表彰及び善行表彰としております。それぞれの表彰に係る具体的な基準につきましては、葛巻町表彰条例施行規則において定めており、町勢功労表彰は原則として20年以上勤務され、それぞれ

の分野において多大な功労があった方、顕彰につきましては町長または議長の職に 16 年以上在籍した方のほか、多年にわたり多大な貢献をされた方、特別功労表彰につきましてはそれぞれの役職に基準年数を超えて在職された方のほか、各分野において著しい功労のあった方も対象となるものであります。特別表彰は年数を表彰基準としておらず、各種大会等における成績優秀者を対象としているほか、善行表彰にあつては人命の救助に尽くされた方や町民の模範となる活動を一定年数継続されている方を対象としているものであります。

これらの基準を設定している考え方でありますが、町勢功労表彰は町の最高位の表彰に位置づけられているもので、同一人につきまして一度限りの表彰であり、生涯にわたる町勢発展に対する功績を総合的に評価して行われるものでありますことから、受賞年齢につきましては生涯における功績がある程度固まった時期を捉えて表彰するとの考え方にに基づき、60 歳以上の方が対象とされているところであります。受賞の基準となる年数についても、原則 20 年以上と規定されているものであります。

特別功労表彰につきましては、それぞれの役職における在職年数を基準としているものと、年数によらず対象者の功労を評価するものがありますが、一定の年数以上の在職を基準としているのは、それぞれの分野において多年にわたり献身的なご貢献をいただいた方々のご労苦に対し、こ

れを表彰するためのものであります。このほか在職年数によらず著しい功績があった方に対しても表彰することができる規定となっているものであります。

これらの表彰基準につきましては、令和 3 年の条例改正の際、県内市町村での基準を参考にするとともに、社会情勢の変化などを踏まえ、基準年数の引下げを行ったところであります。

また、令和 5 年度には善行表彰の基準の改正を行い、環境美化・清掃美化活動、自然環境保全活動、社会福祉施設等慰問活動を実践されている方に対するの表彰を追加したところであります。こうした規定を追加した背景であります。町民の中には地域の環境美化のため、道路や河川などの草刈り作業を無償で実施いただいている方が多くいらっしゃることから、こうした方々の日々の献身的なご奉仕に対し、町としてこれを表彰することにより感謝の意を表したいとの思いからであります。

これらの表彰者の選考にあつては、副町長及び各課長等を委員とする内部審査会を経て、各団体の代表者の方々を委員とする表彰審査委員会において表彰者を決定しているものであります。

ご質問の年数基準を満たさないものの、他の模範となっている場合の表彰についてであります。各表彰項目におきましては基準年数を設けているものもありますが、その基準年数に満たない場合においても著しく多大な功労があった方につきましては、これを表彰することができる規定

が設けられているところであり、仮に原則となっている基準年数を満たしていない場合においても表彰することは可能であります。

町から表彰を受けることにより、まちづくりに携わっていただいている方々の活動意欲の向上や前向きな動機づけの一助となるものと考えて一方で、町が表彰を行う場合においては相応の重みや格式も必要であると考えており、これまでに表彰させていただいた方々の均衡の観点からも、表彰基準の引下げは慎重に検討していく必要があるものと考えております。

現在におきましても、表彰審査委員会において適切に表彰対象者を選定いただいているものと考えておりますが、町の現状や近隣市町村等の動向などを勘案の上、引き続き必要な調整について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

ご答弁ありがとうございました。そこで、この功績が複数部門に及ぶ場合の対応であります。町の表彰条例に基づく施行規則、これにおきましては、お話にありました町勢功労表彰、この場合でございますが、複数部門に及ぶ功績は最も優れた功績を表彰するという定めがございます。条例が定める表彰目的の一つに、ほかの模範とする

ということもありますので、複数部門の功績、この功績の内容の周知であります。このことについてどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

議長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰君）

ただいまの質問にお答えいたします。表彰者の選考に当たりますには、各課、関係機関、団体などから候補者を推薦していただき、副町長、教育長、課長職等で構成する内部での選考委員会において、候補者の功績はもちろんであります。複数部門から同一人の推薦があった場合は、候補者の功績で最も優れた部門を主として表彰することとしております。あわせまして、表彰を公正かつ適正に行うため、内部での選考結果を踏まえ、町長は外部有識者などで構成する審査委員会に諮問し、決定することとしております。

また、これまでもにおきましても複数部門で功績がある方を表彰する場合、伝達する表彰状の文面はもとより、町勢功労表彰の様子をお伝えする広報くずまきやくずまきトピックスにおいて複数の功績について記載、紹介させていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

どうもありがとうございます。それで次に、今表彰受賞者の選考の話がございましたので、該当されると考えられます方の功績が当時定まらず、後になって評価された場合の対応であります。表彰の選考の当時の諮問におきまして功績が明確にならず、その評価が定まらなかった、あるいは現在その功績が不明であって、後、将来になって功績が評価された、このような場合につきましての対応についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

議長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰君）

お答えさせていただきます。先ほどのご質問でもお答えしましたとおり、表彰の選考に当たりましては、各課、関係機関、団体などから候補者を推薦していただくこととしております。仮に現時点で功績が明確でなく、後年に功績が評価された場合におきましても、改めてそれぞれの関係団体、各課等から推薦が出されれば選考の対象となるものでございます。

ただし、町勢功労表彰につきましては、同一人が表彰を受けられるのは一度限りと規定されておりますので、既に町勢功労表彰を受賞された方につきましては後年に別の部門で評価される功

績が生じたとしても、2度目の町勢功労表彰を受賞することはできないものでございます。

一方で、町勢功労表彰以外の表彰につきましては、受賞回数に制限はございませんので、その都度ご功績を評価させていただきまして表彰させていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

ありがとうございます。それで、もう一点でございますけれども、表彰基準の年数でございます。表彰基準の年数について、先ほどご答弁をいただきました。一定の成果を得るには、やはり必要な年数もあると思うものでありますが、この場合におきましても最も重視をする項目、該当する分野の功績と受け止めております。

町の課題であります人口減少の対策の一つとして、町へ転入をして新たな町民となられた皆さんの中で、将来取組の成果が評価され、その功績に対して表彰を受けることとなれば、大変これは名誉なことでございますが、人生の中で中途で町民となった場合につきまして、基準にあります年数を積み重ねるのはなかなか容易なことではないと思われま。表彰記事の中で重視する項目につきまして、確認の部分もございませうが、お伺いをしたいと思います。

議長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰君）

お答えさせていただきます。先ほど町長の答弁でもお答え申し上げましたとおり、基準年数を満たしていなくとも著しく多大な功労があった場合につきましては表彰することができるという取扱いとしております。

一方で、それぞれの表彰区分に応じまして表彰の重みや格式など総合的に判断することも大事であると思っております。そのほかにも、これまで受賞されました皆様方との選考基準に係る均衡など総合的に判断することも必要であるというふうに考えており、こうしたことから表彰の選考に当たりましては様々な基準を踏まえつつ、公正かつ適正に行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

ありがとうございます。最初に申し上げましたとおり、この表彰につきましては公正公平、これが最も広く、我々受け止めるには納得いく仕組みでございますし、これまでもそのような形で選考されてきたと受け止めております。

それで、もう一点、最後にお伺いしたいんですけども、これは表彰条例の施行規則の部分でございます。この中に功労があった者が死亡した場合という規定がございまして、その場合に基準に該当していれば、年齢が基準に満たない場合であっても、年齢ですから一定の成果の後の話でございますが、満たない場合であっても死亡した時点において対象とすることができる規定でございます。これをそのまま受け止めますと、功労があった者として生前受け止められている者が亡くなった場合というふうな解釈も成り立つわけでございますが、先ほどのお話ですと、いや、そうではなくて、真に町に功績のあった者の中で、年数だけにはかかわらず功績を重視して取り組んでいくというふうに受け止めましたが、こういった解釈でよろしいでしょうか、これ最後にお尋ねをいたします。

議長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰君）

お答えさせていただきます。例えば町勢功労表彰につきましては、基本60歳以上の方を表彰するという事としておりますが、多大なる功績を残した方で、60歳前に仮にお亡くなりになられた場合であれば、そういった功績のほうを重視させていただくということになりますので、仮に60歳未満であったとしても表彰の対象にはなり得る

というふうな解釈という形になりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

詳細なお答え、誠にありがとうございました。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鈴木満君）

ここで10時50分まで休憩いたします。

（休憩時刻 10時39分）

（再開時刻 10時50分）

議長（鈴木満君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

次に、4番、柴田勇雄議員。

4番（柴田勇雄君）

9月定例会議一般質問、3人目の柴田勇雄です。今期一般質問では、聴覚障がい者等への福祉充実支援対応策と町道等の維持管理状況の2項目について質問をさせていただきます。

最初に、聴覚障がい者等への福祉充実支援対応策についてお尋ねをいたします。この件につきま

しては、2年前の令和4年9月定例会議一般質問でも取り上げている質問であります。それらの経緯を踏まえた上での答弁を求めるものでございます。

聞こえの問題は、聾者の方だけではなく、年を重ねて加齢性の難聴となる方が増えていると言われております。難聴は40代から始まり、65歳から74歳では3人に1人、75歳以上では約半数の方が難聴に悩んでいると言われております。

さらに、聴力低下に伴い、身の安全を察知する能力も低下することから、交通事故や転倒などのリスクの増加もあるとされております。

また、国の認知症施策において、難聴は日常会話に支障を来し、家族や社会からの孤立化につながることから、認知症や鬱病の発症リスクを大きくする要因の一つと指摘されております。

日常生活での聞こえづらさを補うためには補聴器の使用が有効手段とされておりますが、補聴器は精密な医療機器のため、購入価格は片耳でおおむね五、六万円台から機種によっては30万円と高額で、保険適用がないため全額自己負担となっており、購入するにも高値になかなか手を出せない現実となっております。特に年金生活者や所得が低い高齢者にとって負担が大き過ぎ、また購入を勧めても高額なため、ためらう方が多いとの声を聞いております。

当町の総人口は、現在5,300人です。このうち65歳以上の高齢者人口は2,700人を占めている実態にあり、高齢化率は実に50%を超えました。岩

手県内 33 市町村の中では 2 番目に高い高齢化率であり、超高齢の町に化している現実にあります。加齢性の難聴に悩んでいる当町高齢者の実態の公表はありませんので、定かではありませんが、仮に 3 人に 1 人の割合で悩んでいると単純試算いたしますと、約 1,000 人近くの方が加齢性難聴の心配を抱えている計算になります。

全国的傾向として加齢性難聴者に対する補聴器購入費助成は、国の対応の遅さが指摘される中、地方自治体では年々助成措置市町村が拡充しているとの情報がありますが、次に係る当町の聴覚障がい者等への福祉充実支援対応策について伺います。

1 つ目に、聴覚障がい者に係る身体障害者手帳所持者の年齢構成及び町の支援対応策の現状について伺います。

2 つ目に、高齢化率 50% 超えの町の高齢性難聴者及び補聴器使用者の実態把握について伺います。

3 つ目に、補聴器購入時における単独助成実施している県内市町村の現状について伺います。

4 つ目に、町高齢化率上昇に伴う福祉対策充実のための加齢性難聴者に対する補聴器購入費用助成制度を創設する考えについてお尋ねをいたします。

次に、2 項目めの町道等の維持管理状況についてお尋ねをいたします。この町道等の維持管理状況につきましては、昨年 9 月定例会議一般質問でも取り上げさせていただきましたが、今回はその

第 2 弾とも言うべき質問となります。

町が管理する町道、農道、林道、以下町道等と申し上げます、の道路網ですが、町内の隅々まで毛細血管のごとく張り巡らされている現状にあり、その全路線数も 294 路線、合計延長は 454 キロの膨大な数値に驚き、日頃維持管理に当たっておられる関係各位に敬意を表します。特に町道等の道路網は、私たちが日常生活を営む上で、なくてはならない、最も身近な道路で、生活と利便性向上に大きな役割を果たしております。道路網は、人々や物資の移動を支え、隣接市町村や地域の隅々まで細やかにアクセスをスムーズに提供しているということは言うまでもありません。

さて、昨年 9 月一般質問で強く指摘し、改善要求しました町道高家領袖山線の雑草繁茂除去については、今年度お盆に自ら現地に自家用車で出向き、きれいに草刈り除去作業が終了していましたことを確認してきました。

また、当日の袖山は濃霧の状況が激しく入れ替わる気象状況となっております。帰りの走行中、突然この濃霧に襲われ、一時目の前が真っ白く、前進不可能となる、吹雪時のホワイトアウト状況に陥り、濃霧の流れの合間を見ながら、徐行運転しながらの下山となりました。このとき、この路線に区画線表示、センターラインとかサイドラインの白線がなく、命に関わる安全運転走行には道路上の区画白線の整備は絶対必要との思いを強く感じた一日となりました。このような状況と思いを踏まえ、次に係る町道等の維持管理状況

についてお尋ねをいたします。

1つ目に、町道等の道路管理者としての現状課題について伺います。

2つ目に、町道等沿線における夏場の草刈り等対応の現状についてお伺いをいたします。

3つ目に、町道等で区画線（白線）が表示されている路線名と、このうち区画線が経年劣化等から白線消失等が進んでいる路線名はどこでしょうか。あわせて、その復旧対応策について伺います。

以上、1回目の質問といたします。よろしくお願いたします。

議長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの質問にお答えをいたします。1件目の聴覚障がい者等への福祉充実支援対応について、1点目の聴覚障がい者に係る身体障害者手帳所持者の年齢構成及び町の支援対応の現状についてであります。令和6年9月1日現在の聴覚障がいによる障害者手帳の交付件数は42人となっております。その年齢構成でございますが、40代2人、50代1人、60代3人、70代15人、80代17人、90代以上4人となっております。

また、町の支援対応の現状であります。障害者総合支援法や児童福祉法に定められた基準に基づき、難聴による障害者手帳所持者に対しまし

ては補聴器の購入、修理費用に対し助成を行っているところであります。毎年5人前後の利用実績となっております。

次に、2点目の町の加齢性難聴者及び補聴器使用者の実態把握についてであります。加齢性難聴は、加齢に伴う内耳器官の衰えによるものでありますが、その要因は高血圧や糖尿病などの生活習慣病や、日常生活の中で大きな音量を聞く習慣など日頃の生活習慣が関係しているとも言われております。

当町におきましては、加齢性難聴者及び補聴器使用者の正確な人数については把握しておりませんが、75歳以上の方の7割が加齢性難聴であるとの推計報告もありますことから、当町におきましても同程度の割合の方が加齢性難聴に該当するものと思われま

次に、3点目の補聴器購入時における単独助成実施している県内市町村の現状についてであります。現在市町村単独の助成事業を実施しているのは、県内では10市町村となっております。市町村により助成対象となる年齢、聴力レベル、助成額などは様々であります。一定の助成基準を設け、障害者手帳の交付要件に満たない方を対象に助成している状況であるようであります。

次に、4点目の加齢性難聴者に対する補聴器購入費用助成制度を創設する考えについてであります。加齢性難聴はコミュニケーションや日常生活を困難にし、生活の質を落とすだけでなく、記憶力の低下や精神不安など認知症の危険因子

の一つになるとも言われております。補聴器の使用により加齢性難聴による聞こえにくさを相当程度解消することが可能ですが、補聴器購入費用は片耳で5万円前後から数十万円と非常に高額であります。主な購入層となる高齢者にとって負担の大きい金額であると思っております。

こうした中、令和3年10月に岩手県議会におきまして加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める請願が採択されたところではありますが、国や県においても支援制度を創設できていないのが現状であります。

町としましては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を国や県に働きかけるとともに、町独自の支援制度の創設につきましては当町の医師や専門職で組織する認知症初期集中支援チームの意見を踏まえつつ、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、2件目の町道等の維持管理状況についてお答えをいたします。1点目の町道等の道路管理者としての現状課題についてであります。町が管理している路線の現状であります。町道206路線、延長314キロ、農道58路線、延長31キロ、林道31路線、延長110キロとなっており、全路線の合計は294路線、延長約454キロであります。

現状課題ではありますが、路面の経年劣化や凍上などにより舗装面がひび割れる路面損傷箇所が増加しているほか、道路の附帯施設である側溝や排水路への土砂堆積の増加、さらには短時間豪雨による未舗装路線の路面洗掘が頻繁に発生する

などしており、これらに係る原状回復にかかるコストが増加している現状であります。

また、町管理路線の草刈り作業につきましては、地元自治会への委託方式により草刈り作業をお願いしてきた路線において、近年自治会の会員数の減少や高齢化などを理由に複数の自治会から受託できない旨の申出があることから、今後の草刈り業務の進め方につきましては抜本的な見直しが必要な状況となっております。

次に、2点目の町道等沿線における夏場の草刈り等対応の現状についてであります。町道等草刈り作業は町の直営方式と地元自治会への委託方式の2つの方式により実施しているところであります。地元自治会に委託している路線につきましては、道路脇の雑草が繁茂する時期を捉えて各自治会に実施いただいているものもございますが、直営で実施している路線につきましては雑草の生育状況を加味しつつ、住居区域の生活道、観光地へのアクセス道路の草刈りを優先的に実施し、その後農道、林道の順に作業を進めているところであり、地域住民の日常生活や来町者の観光に支障がないよう努めているところであります。

また、こうした路線以外におきましても、町民の方から住宅周辺や耕作地などに隣接する道路の路肩の草刈り作業を自主的に実施していただいております。自分たちが住む地域の環境を自らの手で維持管理していくという崇高な奉仕の精神に基づくものであり、作業にご対応いただいている

方々に対しまして深い感謝と敬意を申し上げます
ものであります。

次に、3点目の町道等で区画線が表示されている
路線名と、区画線の消失が進んでいる路線名に
ついてであります。道路の区画線につきまして
は、センターライン並びにサイドラインなどがご
ざいますが、町道のセンターラインが表示されて
いる路線についてお答えをさせていただきます。

センターラインが表示されている町道は、坂待屋
鷹ノ巣線、横打馬場線、椀ノ木土谷川線、下町田
子線、茶屋場田子線、役場線、奥道線、高家領線、
高家領袖山線、九蔵坂中線、鈴鹿口線、繫中線、
赤石野五葉窪線の13路線で、林道は安孫平糠線
の1路線、農道におきましては該当路線はござい
ません。このうち表示が薄くなり、白線消失等が
進んでいる路線でございますが、町道では坂待屋
鷹ノ巣線、横打馬場線、椀ノ木土谷川線、下町田
子線、茶屋場田子線の一部、高家領線、高家領袖
山線、九蔵坂中線、鈴鹿口線、繫中線、赤石野五
葉窪線の11路線と林道安孫平糠線となっており、
合わせて12路線において白線消失が進んでいる
ところであります。

これらの路線に対する修復対応についてであ
りますが、町ではこれまで効率的な事業実施の観
点から、道路改良工事や道路長寿命化修繕工事な
どに合わせて区画線の引き直しを実施してきた
ところであります。

一方、近年区画線の消失が悪化している状況で
あることから、それぞれの路線の安全面を考慮し

ながら、再整備が必要な路線に対し、計画的に区
画線の引き直しを実施してまいりたいと考えて
おりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

細部にわたり、どうもありがとうございます
た。まず最初に、加齢に伴う補聴器の関係からお
伺いさせていただきます。実際に現在身体障がい
者の方々に交付されている中身についてもお伺
いしたところでございますが、やはり60歳以上
の方々に聴覚障がいの方が多いように感じら
れました。このような実態にあるのかなど。身体
障がい者の手帳を交付されるまでもない方々の
分について、身体障がい者の手帳が交付になっ
ている方々はそれぞれの法律によりまして措置さ
れておりますので、あまり問題はないのではない
のかなど、そのように思っておりますが、それに
身体障がい者の手帳の交付を受けない、通常の日
常生活を送られている高齢者の方々、多分現在
2,700人ほどいらっしゃいますので、町当局の先
ほどのお話によりますと、75歳以上の方でありま
すと7割以上の方がというふうな認識をお持ち
のようでございます。

結論的なことから申し上げますと、この財政措
置の支援については前回の域から脱していない、
今後検討していくというようなことでございま

すが、もう少し中身を、2年間も経過しておりますので、もう少し具体的に内容が進んでいるのかなど、このように思っておりましたけれども、残念ながらあまり、今後検討事項というふうなことで、いつものパターンのような感じをしております。

高齢者の加齢に伴う補聴器の切実な、本当に高額な補聴器でございますので、こういったような課題にどのように取り組んでいくのか、もう一度お伺いをさせていただきたいと思えます。

議長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（大石和人君）

今後のこのような難聴者への取組ということでお答え申し上げます。先ほど町長のほうからも答弁ありましたとおり、難聴と思われる有病者と思われる人数、これにつきましては75歳以上で当町は約1,100人ほどおります。

また、一応この割合につきましては、国が補助事業で昨年調査研究をしております。老人保健健康増進等事業という事業名で、昨年難聴高齢者の早期発見、早期介入等に向けた関係者の連携に関する調査研究事業という中身で示されたデータの一部でございます。先ほどの1,100人ほど、当町にも難聴有病者がいる可能性があるというようなか中で、その中でさらに日常生活に支障を来す難聴有病者というのが、その中で割合として出て

きております。その割合を当町の人口に当てはめますと、その方々の有病率は32%ほど、人数にして486人というような人数になっております。このように、一応難聴者であっても軽度から、あとは高度、重度まであるかと思うんですが、その中でどのような状況の方々に対して助成事業を進めていくかというような判断になってくるかというところでございます。

その助成を今後どのように実施するかしないか、その辺の判断ということになるかと思えますが、これまで令和4年の9月に柴田議員さんのほうから関連する、難聴に関する、補聴器に関するご質問を受けておまして、それ以降、他町村の状況等も把握させていただいております。その中で助成額と、あとは対象者となる聴覚レベル等に関しましても、一応今のほう、当課のほうで、現時点で10市町村分を把握している状況であります。仮に助成をする場合等につきましては、ほかの市町村等を見ますと軽度、あとは中等度のレベルの方々に対して助成を行っているという状況が見えてきました。

今後におきましては、先ほどは若干認知症の件等にも触れておりましたが、認知症の予防という観点、認知症になる危険因子というような観点からも、この辺のところ、認知症初期集中支援チーム、専門職等入っておりますが、そちらの中でもそのような観点、認知症等の予防の観点からも、今後ちょっとその辺を協議させていただければなど思っております。

以上です。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

中身については、よく分かりました。先ほどの答弁の中でも、県議会でも先ほど申し上げたような高齢者に係る補聴器の助成措置については国でやるべきだというふうな決議をして、意見書を国のほうに上げているというふうなことでございますが、県議会で決議され、岩手県議会のみならず全国の県議会のほう、多くの県議会のほうでもそのような、同じようなものを行っているという情報も伺っておりますけれども、ただ現時点ではこの意見書を上げただけではどうにもならない現状でございますし、それからうちは高齢化率、何ととっても50%以上の高率を占めているわけでございますが、難聴者の公表の実績がないわけではございますけれども、相当の人数の難聴者の数がおられるのではないのかなと。しかも、高額というふうなことでございますが、現在年金受給者の年金額、1年にどのぐらいもらっているでしょうか。この年金額と値段を合わせた場合、購入できる価格になっているでしょうか、どのようなお考えでしょうか。

議長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（大石和人君）

お答え申し上げます。年金額でございますが、私のほうでその辺を確認したところ、国民年金、老齢基礎年金になりますが、一般的な例といたしまして、まず65歳から受給開始して満額支給といたした場合、この場合、月額約6万8,000円ぐらいになるのかなと思っております。年額ですと、約81万円という額になるかと思えます。

そのような中で、年金の額と実際の補聴器を購入する額というのを比較した場合ということですが、補聴器につきましては5万円前後、先ほど町長からも答弁ございましたが、5万円前後から、聴覚レベルによっては数十万というような額、非常に高い額になります。ですので、年金額からその額を比較した場合、見た場合は、かなり高価なものになるのかなというように思っております。

以上です。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

なぜ年金額を聞いたかといいますと、補聴器の購入価格と合わせるためにお聞きしたわけですが、81万円というのが最高額だと思います。農林関係の方々、商工業者の方々が主にこういったようなことで、これが満額ですから、これよりも平

均でいきますと下がるのじゃないのかなと思っております。

補助金の値段も五、六万といますのは片耳の場合で、両耳になりますとその倍になってくるわけですね。そうしますと、10万円から、先ほど片耳で高いのですと30万ぐらいになりますから、60万にもなってくると。そうしますと、年金で生活している方々はなかなか手が出ない補聴器になるのじゃないのかなと心配されます。

そういったようなことで、保険等の補填がこういったような補聴器を購入した場合でも全くないのが現実になっているわけです。そういったような方々に幾らかでも福祉対策として助成をすべきではないのかなという私の考えですが、こういったような福祉政策、高齢者50%を超えている町こそ率先した形でやるべきではないのかなと、そのように認識を持っている1人でございますが、町当局ではその辺どのようなお考えなのか。同じようなことを何回も、くどいようでございますが、お尋ねをいたしたいと思えます。これは、町長からお答えをいただければありがたいなと思えます。

議長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。高齢者の補聴器の購入費の助成についてであります。聴力の低下によりまし

て、より家庭あるいは友人との会話等も難しくなる、あるいはテレビ等の音が聞こえにくくなるということなどもありまして、周囲の音が聞き取りにくくなっている、そういう状況の中で、日常生活の質が低下するとともに社会活動等々においても参加をちゅうちょするといえますか、そういう要因になっていると、このようにも感じておるものであります。

聴力の低下に伴う様々な活動の抑制が身体的な機能を低下させるということと併せまして、また認知症のリスクといえますか、これも加速していくということ等が要因となっているということでありまして、これらについても認識をしておるところであります。

また、医師あるいは専門職で組織する認知症の初期集中支援チーム会議等々においても同様の意見もいただいているということをお伺いしております。

あわせて、私も先般葛巻病院の先生ともいろいろと協議といえますか、懇談をさせていただきましたが、やはり聴力の低下に伴ってのリスクといえますか、こういったふうなもの等も指摘といえますか、問題化しておるというようなことで先般も伺ってまいりました。そういう中で、補聴器の購入に対する助成の必要性は、今いろいろとご意見をいただいているとおり、認識もしておるところであります。

そういう中でありますが、今県のほうでも国に対する支援に対しての採択をしながら要請し

ているという状況もあるわけでありますが、先ほど以来お話ありますように町の高齢化率、あるいはそういう中での難聴といいますか、補聴器の必要な方の比率等々についてうちのほうでも調べておりまして、そういう状況にあるということを経長のほうからも申し上げたわけでありますが、これらについてであります、他の町村の先行事例等々もあります。また、これについて町独自の対策ということになりますと、詳細な制度と申しますか、そういったものももう少し検討をさせていただきますながらであります、早めにその対策に向けて調整をしてみたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思いません。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

この場で、じゃ即やりますというふうなことは期待しておりませんが、やはり現在置かれている状況として年金生活者が多いということ、それで購入するにはかなりの負担がかかってくるというようなこと、国の政策が遅々として進んでいないというような現状にあり、また町内の実態を見ますと、やはり必要な方がたくさんおられるというふうなことでございますから、副町長はもう少し、また来年度に挑戦したいというようなことでございますが、挑戦ではなくて、その方向で

ぜひ検討するようなものを、実現を図っていただき、町内で50%を超えた高齢化率を抱える町の福祉対策の充実というふうな大きな視点で取り組むというふうな意識が大事だと思いますが、少しは、でも前よりは来年度というふうなお話も出てきましたので、期待は持てるのかなと思っておりますけれども、もう少し具体的に進めるべきではないのかなと。もう一度副町長の答弁を求めます。

議長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

ただいまのご質問であります、先ほど申し上げましたように町としての独自の制度設計と申しますか、これについては少し調整もありますので、そういう中でご答弁したわけでありましたが、いずれ今の現状はしっかりと認識しておりますので、今後できるだけ早く対応させていただきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思いません。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

まず、この件については、認識は十分お持ちというふうなことで終わらせていただきたいと思います、来年度ぜひ予算化できるような対応づ

くりを今から考えていただければなと思っ
るところでございますので、補聴器の助成問題に
ついては以上で終わらせていただき、町道等の維
持管理のほうに移らせていただきたいと思います
です。

町道等の管理については、膨大な路線と、キロ
数が大変多いというようなこともお話を伺った
ところでございます。道路の管理については、非
常に難しい点があることは重々感じていた一人
でございました。特に先ほど答弁にもありまし
たとおり、自治会等の高齢化に伴い、草刈り等が
できない自治会が出てきているというふうなこ
と、まさしくそのように思っております。

この間ある自治会の方からのご意見でござい
ますが、とにかく出てくる方は高齢の方々だけ
しか出てこなくて、とても急な斜面とか長い距離
についてはもう無理ですよと。役場のほうでは自治
会だけに頼らないで、もう少し別な方法でぜひや
るべきだという意見をぜひしゃべっていただき
たいということもお伝えをさせていただきたい
と思っておりますが、町では抜本的な対策が必要
との先ほどの答弁がありましたけれども、これはま
さしく自治会にとっては負担が大き過ぎる現在
の対応策になってきていると思っておりますので、
自治会からのご意見などは十分拝聴しながら、こ
ういったような草刈り対策等については配慮が必
要ではないのかなと思っておりますが、もう一度、
そういったような今後の抜本的な対策、どのよう
な形で持っていくのかお伺いをいたしたいと思いま

す。

議長（鈴木満君）

地域整備課長。

地域整備課長（和野康弘君）

ただいまのご質問にお答え申し上げます。先ほ
ど町長からの答弁のとおり、町で管理しています
道路につきましては294路線、延長として454キ
ロでございます。そのうち各自治会へ委託をしまし
て、草刈り等々の除草作業をしていただいている
路線といたしますのが8路線で、大体38キロメ
ートルの距離になります。自治会数にしますと、6
つの自治会の方々へ委託をして進めているとい
う状況です。それ以外の地域につきましては、基
本的には町の直営でやっておりますけれども、そ
のほかにも多くは、やはり自分たちの地域は自分
たちで環境を守るんだという、そういう本当にあり
がたい精神の下に草刈りをしていただいている
自治会の方々が本当に多くおります。そういった
方々に支えられて町の町道などの環境整備が保
たれているんだというふうに常日頃思っている
次第でございます。

先ほど町長からの答弁にもありましたとおり、
各自治会からどうしても高齢化等によりまして、
その委託を受けることができないということでの
申出がある自治会が複数件来ているのは承知
してございます。そういった中で、町とすれば現
在のところは、そういったところは町の直営の作

業員で草刈りを実施ということで現在は進めております。

ただ、今後どういうふうな形になるかは、やはりいろいろ調査しながら考えていかなければいけないと考えておりますので、例えば草刈りの作業路線の優先順位の見直しをすとか効率性を図っていくとか考えるのも一つだと思います。また、直営でできないところについては委託というものも視野に入れながら、今後も考えていかなければ環境整備は図られていけないのではないかというふうに考えておりますので、そういったところはその状況を見極めながら今後検討してまいりたいと思っております。

議長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

説明させていただきますが、今自治会のほうに委託している最初の時点での考え方ですが、各自治会のほうから自治会の活動費として、そういうその地域にある町道であったり、農道、林道等の整備をさせてもらえないかという点からスタートして現在に至っているものでありまして、最初からそれぞれの地域に対して、町のほうからぜひこれこれで地域の道路整備に係る草刈り等についてお願いしたいということではなくて、地域のほうから地域の自治会等の活動費等の一つの経費にも充てていきたいと、そういう点

から、地域自治会のほうにも委託してもらえないかという観点からスタートしたと、このようにも思っております、現在状況が大きく変わってきているという中では、例えば2年ほど前になるわけではありますが、江刈川自治会等々におきましても袖山までの道路の整備を自分たちで、そういう取組をしていただいていたわけではありますが、これはなかなか自治会として難しいというようなことがございまして、先ほどお話ししましたように町で直轄でその整備を進めているという状況にあるものであります。

したがいまして、そういう状況の中で自治会のほうとも協議をしながらであります、今後もそういう面での町としての考え方を伝えながら、いろいろそういう事業を進めてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

自治会等との関わりについては、そのとおりに思っておりますが、スタート時点の自治会側からのそういったような声で始めた経緯もあるというふうなお話でございまして、このように長年やっておりますと、それだけでは通用しないものでございまして、これまで自治会の方々からのご尽力に敬意を表しながら感謝を申し上げるとい

う姿勢も大事でございますので、やれる自治会については継続した活動をお願いしながら、自治会の活動費の捻出というようなこと等もあるかと思っておりますので、こういったような自治会のご意見を十分尊重しながらの抜本的な対策をぜひ進めていただきたいというのが私の願いでございますので、そういったようなことも十分踏まえた上での抜本対策を取っていただきたいということでございます。

それから、町道等の白線が消えている道路、白線が引かれていた道路は全部で 14 路線というようなことだったでしょうか、消えているのがそのうちの 12 路線というようなことだったでしょうか。造るときには立派な道路として造っているわけですが、年数経過しますと白線も道路も弱ってきております。特に白線がなくなってしまふというようなことは、運転する上で安全対策等、非常に安全上の問題が出てくるような感じがしております。しかも、どのような計画で進めているのか分かりませんが、ほとんどの路線で白線が消失している現状にあるようです。14 のうち 13 路線が消失になっている、これもやはり計画的に進めていく必要があるのではないのかな。そうでなければ、せっかく造った町道等が非常に使いづらい町道等になっていく。町民にとっては、これが命の道としての主要道路になっているわけですが、もう一度白線、計画的な優先順位などを決めながら、1 回というふうな形にいかない場合には計画的な整備が必要ではないのかな

と、このように考えますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木満君）

地域整備課長。

地域整備課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。先ほど町長からの答弁がありましたけれども、現在の町が管理している道路での問題点ということで、路面の経年劣化や凍上などにより舗装面のひび割れとか、そういった箇所が増加していると。あとは、道路の附帯施設であります側溝や排水路への土砂、碎石が、相当堆積が多くなってきているというところとか、あと同様に集中豪雨が気象変動によりまして相当起きております。それらによりまして、町道の未舗装路線の路面洗掘が頻繁に発生するなど、非常にそういった部分での道路での維持管理費が高騰しているというところにつきましては、ご理解を賜りたいというふうに考えております。

そういった中、町が管理する道路につきましては年々、少しずつではありますけれども、路線数、延長等々が、若干ではあります、増加している状況です。また、当町、ご存じのとおり舗装率が非常に低い状態にして、町道ですと 68%の舗装率ということで、まだまだ舗装改良もしなきゃいけない、あるいは改良率も 72.3%ということで、まだまだそういった道路改良、本当に抜本的な道路改良も行わなければならないところも多々ございます。

そういったところの部分も考えながら今後はやっつけていかなきゃいけないと思うんですけども、町はこれまで道路改良工事、そういった道路改良工事とか、あとは現在進めております道路長寿命化工事などと併せまして、とにかく経費をかけないようにということで、そういった工事と併せて区画線を引き直しているという状況でございます。

今後も、できるだけそういった経費をかけない経費節減対策を図りながら、まず進めていかなければならないというふうな基本姿勢ではおりますけれども、当然センターライン、サイドラインといった区画線というものは安全面には本当に必要なものでございます。

過去に町では、町道町裏線の区画線修繕工事におきまして、セーフティーラインと併せて安全対策として区画線の引き直し工事を行った事例もございます。そういったところを今後も考えていかなければいけないとは思いますが、今後はさらにそれぞれの路線の交通量だったりとか安全面を考えながら、再整備が必要な路線につきましては計画的に区画線の引き直しを実施する必要があると考えておりますので、今後はそういったところをもう少し考えていきたいと思えます。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

分かりました。いろいろな諸事情があることは十分理解はしているつもりでございますが、せっかく最初に道路整備した際に、あるものが消えるというようなことはやはり寂しいもので、安全面に非常に支障を来すものでございます。これらについても一刻も早く、やはり計画が必要ではないのかな。少なくとも何年に1回は、こういったような白線の引き直しが必要とか、そういったような行動計画が、ぜひ見直しが必要ではないのかなと、そのように思っておりますので、こういったようなことを整備しながら、先ほどの草刈り状況等についても併せて総合的な維持管理対策を求めるものでございますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木満君）

地域整備課長。

地域整備課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。通常といいますか、夏場の草刈り業務等々につきましても、当然今後もう少し優先順位等々を精査しながら進めていくとともに、地域との連携をもう少し密にしながら町として考えていかなければならないと考えております。

また、区画線につきましても、同様に安全面を考慮しながら、今後計画的な整備というものを実施していきたいと考えております。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

（散会時刻 11時49分）

4番（柴田勇雄君）

いずれ道路維持費の予算計上額は、私から見ればあまりにも少な過ぎるというのが現状でございますので、来年こういったようなことも踏まえた上での予算をぜひ確保しながら、町道等の維持管理に努めていただきたいということで、来年度の予算をじっくり見させていただきながら期待しておりますので、いい町道等の維持管理を求めるものでございます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（鈴木満君）

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。議事の都合により明日9月10日及び11日の2日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、9月10日及び11日の2日間を休会とすることに決定しました。

なお、議案審査のため、明日10日及び11日は輝くふるさと常任委員会を開催しますので、お知らせいたします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。